

令和3年3月22日
大阪広域水道企業団

大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則における事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団排除に係る措置に関する規則が施行されます。

公共工事等の受注に際し、大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）と契約を締結し契約書を作成する契約相手方（以下、「元請負人」という。）及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要です。また、当該公共工事等における下請契約等を締結する前に、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認し、企業団への「誓約書」の提出が必要です。

本制度の趣旨を理解され、企業団と契約を締結する元請負人及び全ての下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」を必ず提出してください。

記

- 1 対 象 企業団と公共工事等の契約を締結し、契約書を作成する契約の元請負人及び全ての下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除く。ただし、企業団が提出を求める場合は必要）
- 2 様 式 別 紙（契約相手方用、下請負人用）
- 3 提出期限
 - ・元請負人は、契約を締結する前までに、誓約書を企業団へ提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する前に、元請負人を通じて誓約書を企業団へ提出

4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合、企業団の入札参加資格者は、入札参加除外者として指定、入札参加資格を有しないときは、誓約書違反者として指定
- ・当該契約を解除して、違約金を徴収
- ・下請負人等が、下請契約等の締結の日から当該契約期間が満了するまでの間に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合も、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定
- ・元請負人と当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該元請負人との契約を解除して、違約金を徴収
- ・入札参加除外者又は誓約書違反者として指定された者は、商号又は名称等を公表され、指定・公表期間中は公共工事等に参入することはできない。また、入札参加資格を得ることはできない。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
- ・元請負人及び下請負人は、誓約書を提出しない者と下請契約を締結してはならない。
- ・企業団の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、3月の入札参加停止

6 誓約書違反の措置を適用する範囲

- ・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
- ・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

7 施行日 令和3年4月1日

（担当課）

大阪広域水道企業団 経営管理部

会計課 契約グループ

06-6944-6047

F A Q

1. 誓約書の提出

Q 1-1 (元請負人の誓約書の提出範囲)

元請負人が規則による誓約書を提出するのはいつからですか。また、その基準は、どのようなものですか。

- 企業団が、令和3年4月1日(規則施行日)以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行う全ての契約(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務、物品購入)で、契約の相手方(以下「元請負人」という)は誓約書(規則で定める様式)の提出が必要となります。
- 誓約書の提出がなければ、契約を締結することはできません。
- ただし、契約書の作成を省略する契約(大阪広域水道企業団契約規程第27条各号に掲げるもの)では、誓約書を提出する必要はありません。

Q 1-2 (下請負人の誓約書の提出範囲)

下請負人が規則による誓約書を提出する基準は、どのようなものですか。

- 企業団が、令和3年4月1日(規則施行日)以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行った全契約における全ての下請負人は、契約金額にかかわらず、元請負人に誓約書(新様式)を提出してください。
- 元請負人は、誓約書を提出しない下請負人と契約することはできません。(第二次以下の下請契約も同様です。)
- 令和3年4月1日(規則施行日)より前に一般競争入札を公告した案件や随意契約を締結した契約については、下請負人からの誓約書の提出は契約金額が500万円以上の場合のみです。

(例) 企業団と元請負人の契約日が令和2年8月20日で、

元請負人と下請負人の契約日が令和3年6月1日のとき

⇒元請負人と下請負人との契約金額が500万円以上のみ誓約書を提出

(この場合の誓約書は旧様式のものです。)

Q 1-3 (下請負人の定義)

下請負人の定義は何ですか。資材業者も誓約書を提出する必要がありますか。

- 下請負人には、第二次以下の下請契約含む全ての下請負人又は再委託契約する者が含まれます。
- 施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除きます。(ただし、企業団が提出を求める場合は必要です。)

Q 1-4 (JVの場合)

元請負人がJVの場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

- 全ての構成員の誓約書を提出してください。

Q 1-5 (随意契約の場合)

随意契約も誓約書の提出が必要ですか。

- 随意契約も必要です。誓約書を提出してください。

Q 1-6 (誓約書の押印)

誓約書に押印は必要でしょうか。

- 誓約書に押印は必要ありません。
なお、誓約書の氏名は代表者(契約を委任している場合は受任者)としてください。

Q 1-7 (提出先・提出時期)

元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

- 元請負人の誓約書は、入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。(原則として契約の締結時に提出することになります。)
- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

2. 元請負人の確認義務等

Q 2-1 (元請負人の遵守事項)

元請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【誓約書の提出】

- 誓約書を提出してください。ただし、大阪広域水道企業団契約規程第27条各号に掲げるもの(契約書の作成を省略する契約)では、誓約書を提出する必要はありません。

【下請負人の契約締結の前】

- 元請負人は、下請負人(第二次以下の下請契約を含む)と契約締結する前に、企業団に下請負人(再委託)予定通知書を提出してください。また、下請負人が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認し、下請負人から誓約書を徴取してください。誓約書を提出しない下請負人とは、契約できません。

【資材購入等の契約締結の前】

- 資材購入等全ての契約において、契約締結前に相手方が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

【その他】

- 下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、企業団は元請負人との契約を解除します。

Q 2 - 2 (下請負人の資材購入等業者の確認)

元請負人は、下請負人が資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認する必要がありますか。

- 直接、確認する必要はありません。
- 元請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。
- 下請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

Q 2 - 3 (下請負人の誓約書の徴取もれ)

下請負人から誓約書を徴取することを忘れていた場合、どうすればよいですか。

- すみやかに企業団に報告し、誓約書を提出してください。元請負人及び下請負人が入札参加停止となることがあります。

3. 下請負人の確認義務等

※下請負人の定義はQ1-3参照

Q 3 - 1 (下請負人の遵守事項)

下請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【契約締結の前】

- 下請負人は、契約を締結する前に元請負人に誓約書を提出してください。

【再下請契約する場合】

- 下請負人は、再下請する者が、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。
- 下請負人は、契約締結前に元請負人を通じて、再下請負する者の名称等を企業団に通知してください。
- 再下請する者の誓約書を、元請負人を通じて、企業団に提出してください。

【資材購入等の契約締結の前】

- 資材購入等全ての契約の締結前に、相手方が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

【その他】

- 下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、企業団は元請負人との契約を解除します。

4. 違反への対応

Q 4 - 1

入札参加資格のない下請負人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、下請負人には、どのようなペナルティがあるのですか。

- 誓約書を提出した下請人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、誓約書違反者として指定・公表されます。指定・公表期間中は、下請負人として公共工事等に参入することはできません。また、入札参加資格を得ることはできません。
- 当該下請負人が下請契約中の場合、企業団は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該下請負人との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、企業団は元請負人との契約を解除します。

Q 4 - 2

下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、元請負人にペナルティはあるのですか。

- 当該下請負人が下請契約等の契約中の場合、企業団は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該業者との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、企業団は元請負人との契約を解除します。よって、契約締結に際し、あらかじめ契約書に暴力団排除条項を盛り込むように努めてください。
- ただし、暴力団員又は暴力団密接関係者であると知りながら、当該下請負人を下請契約等の相手方としていた場合、元請負人は暴力団密接関係者であるとして、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定され、企業団は元請負人との契約を解除します。

5. 不当介入報告書の提出

Q 5 - 1

どのような者から不当介入を受けたら報告すればよいですか。

- 暴力団員、暴力団密接関係者のほか、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなどから不当介入を受けた場合は、すみやかに発注者に報告し、管轄警察署に届け出してください。
詳細は、「大阪広域水道企業団公共工事等不当介入対応要領」を参照してください。

様式第1号その1（第8条関係）

（契約相手方用）

案 件 名:

誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第9条第2項の規定により、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から役員の名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の企業団に提出した書面等を、企業団が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪広域水道企業団企業長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、企業団が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 契約相手方は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、企業団に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告してください。

* 下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

様式第1号その2（第8条関係）

（下請負人用）

案 件 名: _____

誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第9条第2項の規定により、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の企業団に提出した書面を、企業団が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪広域水道企業団企業長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、企業団が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 下請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、契約相手方を通じて、企業団に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その契約を解除してください。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告してください。

* 下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。